

令和2年4月20日

高幡保護区保護司会 保護司 各位



高幡保護区保護司会  
会長 壬生 直徳

令和2年度高幡保護区保護司会総会提案書兼書面決議書について

当保護司会は、下記の各事項につき総会の開催が新型コロナウイルスの影響により不能のため、その措置として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条1項及び同59条を準用し「みなし総会の書面議決（みなし決議）」を求めるとともに、その手続きを行います。当保護司会の規則にはみなし決議の規定は設けていないことから当該体の運営形態に類似した社団法人、財団法人等の公益法人を統制する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を根拠として運用するものです。この、みなし決議は保護司全員に通知して保護司全員の同意を必要とする手続きとなっています。

みなし決議で提案する議事は、当保護司会の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に係る業務報告、収支決算書及び監査報告並びに令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に係る事業計画及び収支予算書となっており、本書面に添付します。

本提案について同意をしていただける場合には、別紙の書面決議書に署名又は記名押印し意思表示欄に記載のうえ、当保護司会宛に本書面を5月8日（金）までに返送してください。本提案について同意を申し上げます。

なお、本提案について全ての保護司の同意が得られた場合、法人法準用規定に基づき、総会の決議及び総会への報告があったものとみなします。総会を開催することはいたしませんのでご留意ください。

## 記

### 総会の目的事項

#### 1 決議事項

第1号議案 令和元年度高幡保護区保護司会業務報告の承認について

第2号議案 令和元年度高幡保護区保護司会収支決算について

第3号議案 令和2年度高幡保護区保護司会事業計画（案）について

第4号議案 令和2年度高幡保護区保護司会収支予算（案）について

なお、本提案事項の第1号議案及び第2号議案については、4月20日、岡部・松下両理事において業務監査及び会計監査を受け、第3号議案及び第4号議案については、同日、理事会を開催し、議案及びみなし決議の手続きについて承認を受けたところです。

# 書面決議書

下記の高幡保護区保護司会総会の提案事項につき下記のとおり意思表示します。

令和 年 月 日

保護司

住所 四万十町

氏名

印

記

【書面決議提案書（送付した総会議案書のとおり）】

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 第1号議案<br>令和元年度高幡保護区保護司会業務報告の承認について |  |
| 第2号議案<br>令和元年度高幡保護区保護司会収支決算について    |  |
| 第3号議案<br>令和2年度高幡保護区保護司会事業計画（案）について |  |
| 第4号議案<br>令和2年度高幡保護区保護司会収支予算（案）について |  |
| みなし議決議案<br>意思表示欄<br>(承認の場合は○を付記)   |  |

## 1) 総会議事録の作成

書面決議を行った場合、総会議事録を作成します。この点、書面決議では現実には会議を開催するわけがないので厳密には「議事録」ではありませんが、便宜上、通常の総会と同様、決議事項等についての記録を「議事録」としています。書面決議における議事録に記載すべき事項は以下のとおりです。

【決議事項がある場合】

- イ 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
- ハ 総会の決議があったものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 2) みなし決議後の手続き

- ① 総会のみなし決議が成立しない場合のみその旨を通知します。
- ② 保護司から提案する議決については、新型コロナウイルスの収束後に開催される定例研修会の場で取り上げてその後の手続きを対応いたします。